

平成 20 年（ワ）第 1978 号、第 2900 号、第 4164 号、第 5102 号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号 1 番ないし同 91 番

被告 国

意見陳述書

平成 21 年 2 月 18 日

福岡地方裁判所 民事第 2 部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 市橋康之

1 除斥期間の主張について

この裁判で、国は、除斥期間が適用されるという主張を行っています。

除斥期間というのは、他人の権利を侵害し損害を発生させる行為があっても、その加害行為から 20 年たったら被害を償わなくてもよいという制度のことです。

国は、「原告に対して、法的責任を負うとしても、償う必要がない。それは、原告が B 型肝炎ウイルスに感染してから 20 年以上経過しているからだ。」と主張しているのです。

しかしながら、このような主張は正義に反し、とうてい許されるものではありません。

2 除斥期間の主張と適用は正義に反する

除斥期間という制度が作られた理由として、長時間がたつと、償いを求める権利が存在するかどうか不明確になり、ずっと後になってから請求を受けると、請求を受けた方の立場が不安定になるためだとされています。

しかしながら、これは本件では全く妥当しません。

償いを求める権利が存在するかどうか長年にわたって分からなかったのは、被害者だけであり、加害者である国は多数の被害者ができることを十分知っていたからです。また、厚生労働省は、本来、国民の生命・健康を守るべき法的義務を負っているものであり、それを怠って現に生命や健康を害する被害者を生み出した

以上、その救済を図る義務があるのであり、自分の立場が不安定になるという言い訳が許されないからです。

平成18年のB型肝炎訴訟最高裁判決は、日本においても、遅くとも昭和26年には、予防接種の際に注射器を回しうちした場合には肝炎が感染することが分かっていたので、これを禁止しなかったことは違法であるとししました。

つまり、加害者である国にとってみれば、回しうちを放置したら、多数の感染者がでてくることはよく分かっており、被害者から損害賠償請求を受ける可能性があることは、明確な事実だったのです。

それにもかかわらず、国が、ツベルクリン反応検査で注射筒の交換を推奨したのは、なんと昭和63年になってからです。つまり、40年近くも注射器回し打ちの危険性を放置し続けてきたのです。

現在、日本のB型肝炎ウイルス感染者はおよそ130万人に上ると推計されています。そのうちの相当割合の方が、予防接種等による注射器の回し打ちが原因だと考えられています。その被害は甚大で、未曾有のものです。

しかも、このウイルス被害は、日々進行します。そして、生涯苦しみ続けなければならないのです。ウイルスに感染すれば、いつ肝炎となり、またはそれを飛び越して肝癌を発症するかもしれません。

肝癌がもたらす恐怖を、原告の窪山さんは、「死が、目の前にぶら下がっている」と表現されました。国は、このような被害者が多数出てくることを十分知りながら放置してきたのです。その行為は、まさに「犯罪行為」としか言いようがありません。このような行為に対して除斥期間を適用することは許されません。

今年の1月7日付の毎日新聞の記事によると、法務省は、除斥期間について、生命を奪われたり、重い後遺症が残る危害を加えられた場合は、現行の20年から引き上げる方針を固めたとされています。その理由として、『『生命の侵害』などについては、被害者や遺族の多くは心身のダメージから長期間、日常生活に困難が生じ、提訴が事実上難しい状態に陥っていることがある。相手に深刻な被害を与えた加害者側が、一定期間の除斥期間延長を受け入れるのもやむを得ないと判断した。』とされています。

本件のような場合に20年の除斥期間が適用されるべきでないことは国民が求める声であり、法務省の方針にも合致するものと言うべきです。

また、国の論理は、被害者に不可能を強いるものです。

国の論理に従えば、昭和26年の予防接種で感染したB型肝炎のキャリアの方

は、昭和46年までに裁判を起さなければ、救済されないことになってしまいます。

しかし、昭和46年頃は、すべての予防接種において注射器の使い回しが行われていました。国が予防接種で使い捨ての注射器を使用してよいと指示したのはようやく昭和51年になってからのことです。国が危険な行為をやめる前の時点で、どうして被害者が国を提訴することができるのでしょうか。

40年もの間、注射器の回しうちの危険性を国民に説明しないまま犠牲者を増やし続け、被害者に対して、予防接種から20年以内に国を訴えていないから償う必要がないと居直る国の主張は不可能を強いるものであり、著しく正義に反し、許されるものではありません。直ちに撤回されるべきです。

3 最後に

国は、注射器の回し打ちによるB型肝炎蔓延の可能性を知りつつ、40年の長きにわたり、これを放置してきました。

予防接種の回し打ちをやめた後も、被害者の調査やその救済のための施策を講じることはありませんでした。

平成18年の最高裁判決以降もその姿勢には、まったく変化が見られません。国による被害者の放置・切り捨ては現在も続いているのです。

裁判所におかれましては、信義に悖るこのような国の主張を許すことなく、被害者全員の救済を図られたく、ご審理、ご判断を願うものです。

以 上